

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 12 日

各私立学校設置法人理事長 様

(小・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 2 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（施設環境改善整備事業）））の執行について

標記補助事業に係る交付内定前に契約又は着手する等の事業の取扱いについては、令和 2 年 5 月 13 日付学第 127 号により通知しているところですが、今般、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から、別添のとおり緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を締結した又は締結する事業に関しては、補助対象として扱うこととし、交付内定前の事業着手承認申請書の提出は不要とする旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、補助対象として扱うのは、他の補助要件（補助対象と定めている工事等の整備であること、3 社以上の見積を揃える等）を満たしていることが前提であること及び補助対象として扱う事業全ての交付決定を約束するものではないことに留意願います。

【担当】 岩手県ふるさと振興部
学事振興課私学振興担当

電話 019-629-5041

FAX 019-629-5049

Mail AH0007@pref.iwate.jp